

福祉常任委員会

開催日	令和5年6月19日
時間	午前9時30分～午前10時11分
場所	委員会室
出席議員	山内 徳彦、浅妻 奈々子、久野 茂、高橋 哲生 岡山 克彦、小崎 進一、土本 千亜紀 (伊藤 嘉起議長)
欠席議員	なし
出席理事者	永田市長 葛谷副市長 河口企画部長 岡田人事秘書課長 林企画政策課長 岩田総務部長 飯田総務部次長兼財産管理課長 服部財政課長 石田市民環境部長 松村市民環境部次長兼生活環境課長 藏城市民課長 浅野保険年金課長 梶浦産業課長 加藤健康福祉部長 吉野健康福祉部次長兼子育て支援課長 古川健康福祉部次長兼健康推進課長 鈴木社会福祉課長 岡田社会福祉課課長補佐 寺社下高齢福祉課長 石田高齢福祉課課長補佐 高山子育て支援課課長補佐 坂下健康推進課課長補佐
関係職員	後藤議会事務局長 鹿島議会事務局次長兼議事調査課長 清本議事調査課主任
議案または協議事項	1. 福祉常任委員会付託案件
備考	傍聴者 なし

(時に午前 9時30分 開会)

福祉常任委員会委員長 (山内 徳彦君)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、福祉常任委員会を開会します。

去る13日の本会議において福祉常任委員会に付託となりました議案について御審議いただきます。

当委員会に付託された所管は、市民環境部及び健康福祉部です。

はじめに、議案第35号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について説明をお願いします。

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長 (鈴木 許行君)

社会福祉課長、鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

議案第35号の説明をいたします。

令和5年6月清須市議会定例会市長提出議案等と、黄緑色の参考資料①の市長提出議案等説明資料と、藤色の参考資料②新旧対照表をお願いいたします。

市長提出議案等の13ページを御覧ください。

議案第35号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年6月1日提出。

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、生活保護に係る医療扶助における個人番号カードを用いたオンライン資格確認の導入に対応するため、個人番号を独自に利用することができる事務に生活保護法による保護の決定等に準じて外国人に対して行う事務を追加する必要があるからです。

1枚はねていただきまして、14ページを御覧ください。

清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人

番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

黄緑色の説明資料の6ページ、新旧対照表の10ページ以降を縦に御覧ください。

改正内容になります。

こちらの条例改正は、生活保護に係る医療扶助における個人番号カードを用いたオンライン資格確認の導入に対応するため、個人番号を独自に利用することができる事務に、生活保護法による保護の決定等に準じて外国人に対して行う事務を追加するものです。

別表第1関係では、個人番号を独自に利用することができる事務として、生活保護法による事務に準じて、外国人に対して行う保護の決定及び実施、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給事務等に係る事務を追加します。

また、別表第2関係では、別表第1関係での個人番号を独自に利用することができる事務の追加に伴い、市長部局内において連携することができる特定個人情報として、医療保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報、地方税の税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報等を追加しております。

また、附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。

説明は、以上になります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

ただいまから質疑に入るわけですが、質疑者あるいは答弁者は、必ず挙手をしていただき、指名の後、名前を名乗ってから質疑あるいは答弁に入ってくださいようお願いいたします。

それでは、質疑のある方の挙手を求めます。

小崎委員。

小崎 進一委員

小崎です。

生活保護世帯の医療扶助に係る個人番号を用いたオンライン確認の導入について質問をさせていただきます。

今回の条例改正は、生活保護世帯のうち、外国人の方が対象となることから、現在、生活保護世帯は幾つの世帯数があって、また、そのうち外国人の世帯数の件数を教えてください。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

6月1日現在ですが、生活保護を受給されてみえる世帯につきましては429世帯、そのうち外国人の世帯につきましては28世帯でございます。全体の6.5%を占めております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

小崎委員。

小崎 進一委員

ありがとうございます。

生活保護世帯の方々が、マイナンバーカードを用いてスムーズな支援ができるようお願いいたします。

以上で終わります。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

ありがとうございます。

ほかに質疑のある方は。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

これで質疑を終了し、議案第35号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について、採決を行います。

原案に賛成の方の挙手を願います。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

全員賛成でございます。

よって、議案第35号 清須市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、説明をお願いします。

吉野子育て支援課長、お願いします。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課、吉野でございます。

議案第36号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、御説明いたします。

令和5年6月清須市議会定例会市長提出議案等の17ページを御覧ください。併せて黄緑色の参考資料①の7ページも御覧いただけますと幸いです。

議案第36号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年6月1日提出。

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるからです。

1枚はねていただきまして、18ページを御覧ください。

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正内容について、御説明いたします。

こども家庭庁の設置に伴い、所管大臣が変更となったことにより、条例第26条中の厚生労働大臣が定める指針を内閣総理大臣が定める指針に改めるものでございます。

附則です。この条例は、公布の日から施行するものです。

なお、この条例の対象となる市内の家庭的保育事業等は、小規模保育事業である清洲なのはな保育園、フィリオ清須、あおぞら保育園春日園及びユニキッズ清須さくら保育園の4園でございます。

議案第36号の説明は、以上となります。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

これで質疑を終了し、議案第36号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

全員賛成でございます。

よって、議案第36号 清須市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、説明をお願いします。

吉野子育て支援課長、お願いします。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課、吉野でございます。

議案第37号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、御説明いたします。

令和5年6月清須市議会定例会市長提出議案等の19ページを御覧ください。併せて、黄緑色の参考資料①の8ページも御覧いただけますと幸いです。

議案第37号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年6月1日提出。

清須市長 永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるからです。

1枚はねていただきまして、20ページを御覧ください。

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

改正内容について、御説明いたします。

子ども家庭庁の設置に伴い、条例中の子ども・子育て支援法第19条第1項を子ども・子育て支援法第19条に、学校教育法第25条を学校教育法第25条第1項に改め、それぞれ条項ずれの整理をするものです。また、所管大臣が変更になったことにより、厚生労働大臣が定める指針を内閣総理大臣が定める指針に改めるものです。

附則です。この条例は、公布の日から施行するものです。

なお、この条例の対象となる市内の施設は、認定子ども園では、ゆめのもり子どもえん、はなのもり子どもえん及びゆうあい子ども園の3園、幼稚園では、西枇杷島第1幼稚園の1園、保育所では、市保育園の12園でございます。

議案第37号の説明は、以上となります。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

浅妻副委員長。

浅妻 奈々子副委員長

浅妻です。

子ども家庭庁の設置に伴う管轄が変更になることによる規定の整理ですけれども、一般質問で子ども家庭センターを主として、子ども家庭庁ができることによる体制整備について質問をさせていただきましたが、幼保の連携ということについては、今後どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

加藤健康福祉部長。

健康福祉部長（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

幼保の連携ということによろしかったでしょうか。国が示す、今こども家庭庁につきまして、いろいろとちょっとお話が出ているかと思います。そこも含めて、ちょっと御答弁させていただけたらと思っております。

今、国のほうが、こども家庭庁の創設に当たりまして、保育園の預かり保育について大分ちょっと緩和されるということで、国のほうはゼロから2歳の方も保育要件ではなく、どなたでもお預かりできるような体制をつくるということをちょっと言われております。

確かに、今現在、公立保育園のほうは12園あって、ゼロから5歳まで、就学前までお預かりをさせていただいているんですけど、実際、ゼロから2歳につきましては、全くちょっとお受けができる余裕の部屋がない状況です。

そういうこともありますので、国のほうが、どなたでもということをやられておりますけど、一応市内のほうには、先ほどもちょっと条例の、先ほど36号と37号の関係で2つ、所管大臣のほうの変更の説明をちょっとさせていただいたんですけど、その中で、認定こども園であったりとか、小規模保育事業所だったりとか、企業主導型というところがあるかと思います。認定こども園につきましては、市内のほうでは3か所、小規模では4か所、企業主導型、認可外になりますけど、そちらのほうは7か所あります。そういうところを私どものほうとしましては、連携を図りながら、今国が言われていますゼロ歳から2歳のお預かりについて、連携を図って、今後、国の方針にしっかり対応していきたいなというふうに思っているところであります。

ただ、図るにしましても、国のほうも今現在、保育要件で満たしている方々について保育料を取っておりますので、そちらについても、誰でもお預かりできるということについても保育料をどうするかとか、一時預かりについてもどうするかということが、ちょっと何も指針が出ておりませんので、そういうことも含めて、しっかりと今ある公立保育園以外の認定こども園とか小規模等と連携を図りながら、こども家庭庁のある方針についてしっかり対応ができるように、本市として対応していきたいなと思っております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

浅妻副委員長。

浅妻 奈々子副委員長

ありがとうございます。

まだ、これから国の指針が出て、体制を整えていかれるというところだと思うんですけども、やっぱり幼稚園と保育園の制度の壁というのは、母親としてはすごく感じるところで、もともと国の制度であるから働いている、働いてないとかで区別されてしまって、預ける側としては、そんなに気にしていないとか、気にしたくないところだったりもするんですけども、その中で、お母さんたちから聞く声の中で時々あるのが、やっぱり幼稚園でも保育園でも、どちらでもよかったんだけども、保育園のほうに相談した、幼稚園のほうに相談したら、思いを酌み取ってもらえずに、最終的には希望がかなったんだけども、ちょっとやり取りの中でスムーズにいかなかったというお話も時々聞きますので、まず大きな体制整備もそうですけれども、窓口でしっかり連携を取って、なるべく希望に添うような形をつくっていただきたいというのが、ちょっと1点要望です。

今、お話が出たみたいに、誰でも通園制度というものができてまして、それが簡単にできることではないと思うんですけども、ただ、今の時点で、場所の問題だったり、保育士不足という多くの問題が考えられるなど思うんですけども、ちょっと今の御答弁で、なかなか難しいと思うんですけども、今後の考えられている対策とか計画というものがありましたら、教えていただきたいと思います。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

加藤健康福祉部長。

健康福祉部長（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

先ほどちょっと答弁をさせていただきましたように、今ある認定こども園とか、小規模事業所とかですけど企業主導型のほうと、まずはちょっと連携を図りながらということですので、まず今実際、認定こども園とかお聞きしてますと、まだゼロ歳から2歳のところは、全くちょっと受入れの余裕がないですと。小規模につきましても、年度当初は少しちょっと余裕があるみたいですけど、やはり途中からというのは、ほぼいっぱいな状況というのをちょっと聞いております。あと、これ認可外のほうになりますけど、企業主導型のほうについても同じような、同様な感じになっております。ですから、私どもとしては、先ほどちょっと答弁をさせていただいたと

おり、引き続きそういう事業所のほうと一緒に、どれだけ今余裕があるんですかということをし
っかり連携を図りながら、対応をしていきたいなと思っております。

あとちょっと先ほど1点、ちょっと私のほうが答弁を少し間違ったところがあったんですけど、
といいますのは、幼稚園につきましては、まだこのまま文科省のままということ、移行にはなら
ずに、あくまでも保育園とか認定こども園、小規模のほうにつきましては、新しいこども家庭庁
という形になりますので、幼稚園とそちらのほうは、まだ省庁のほうの違い等がありますので、
そういうところにつきましては、しっかりまた連携を図りながら、対応していきたいと思ってお
ります。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

浅妻副委員長。

浅妻 奈々子副委員長

ありがとうございました。

多分、恐らくどの市も結構同じ悩みを抱えてスタートになると思いますので、是非子育てしや
すいまちのスタートを切れるように体制整備をよろしくお願いいたします。

以上です。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

ほかに質疑のある方。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

ないようですので、これで質疑を終了し、議案第37号 清須市特定教育・保育施設及び特定
地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、採決を行
います。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

全員賛成でございます。

よって、議案第37号 清須市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 工事請負契約（清須市清洲総合福祉センター大規模改修工事）の締結について、説明をお願いします。

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

議案第39号の説明をいたします。

令和5年6月清須市議会定例会市長提出議案等と、黄緑色の参考資料①の市長提出議案等説明資料をお願いいたします。市長提出議案等の25ページと、黄緑色説明資料の13ページをお開きください。

議案第39号 工事請負契約（清須市清洲総合福祉センター大規模改修工事）の締結について。

下記のとおり、工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

- 1、契約の目的 清須市清洲総合福祉センター大規模改修工事
- 2、契約の方法 総合評価落札方式（特別簡易型）一般競争入札
- 3、契約の金額 2億4千200万円

4、契約の相手方 愛知県清須市西枇杷島町北二ツ杵90番地、美吉建設株式会社清須支店、支店長高田昌稔

- 5、契約の期間 着手 契約の日の翌日。完了 令和6年3月29日

令和5年6月1日提出。

清須市長 永田純夫

- 1枚はねていただきまして、26ページをお願いいたします。

工事入札結果報告となります。主な内容について、説明をいたします。

工事名は、清須市清洲総合福祉センター大規模改修工事です。

工事の箇所は、清須市一場古城604番地15。

工事内容では、（1）建築工事では、外壁、防水、内装工事等の改修工事。

（2）電気設備工事では、施設照明設備等として、施設の照明設備をLED化とする改修工事になります。

- （3）機械設備工事では、空調、換気設備等の改修工事を行うものです。

開札日時は、令和5年4月21日です。

最下段にありますように評価値では、入札参加業者は2者であり、そのうち評価値が一番高い美吉建設株式会社清須支店が落札されました。

黄緑色の説明資料15ページの参考図面を御覧ください。清洲総合福祉センター大規模改修工事箇所については、お示しのと通りの図面でございます。

説明に関しては、以上になります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

高橋委員。

高橋 哲生委員

16番、高橋です。

ちょっと教えてください。参考図面の1階の右上の部屋を改修するということなんですけど、ボランティア団体の利用に供するということだと思んですけど、これってどんな利用を想定しているのか。それと、これって飲食ができるように、ここ、何か例えばキッチンをつけたりとか、そういうことはするかどうか、お尋ねします。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

図面右上のサロン活動に使う部屋の具体的な使用方法についてなんですけども、今まで地域の企業の方及びボランティア団体と連携した講座とか、サロンの充実に加えて、新たに地域活動の先進事例の発表や地域貢献に取り組む企業等との情報交換を行うということで考えております。

飲食につきましては、今のところは考えておりません。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

高橋委員。

高橋 哲生委員

飲食はできないということですね。サロンというと、何かそういうイメージがあったんですけど、そこはよろしいんでしょうか。そういうことは、全く禁止ということが。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

こちらのほうで行うサロン活動につきましては、各地区のほうでサロン活動のほうを今実施されてるんですが、そこでの活動内容が、なかなかマンネリ化してきてるだとか、新たな活動内容のほうを各地区のブロック社協、サロン活動をやってみえる地区の方が集まっていたかまして、新たに提案するような形のものを考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

高橋委員。

高橋 哲生委員

ここでサロン活動をやるんじゃなくて、会議をやるような、そんなイメージで捉えればいいんですかね。会議とか発表の場というのは。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

そうですね、会議の場とか、新たなサロン活動の事例などの発表をしたいということで考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

高橋委員。

高橋 哲生委員

分かりました。

それと、右下というか、このところで、みんなの杜だったっけ、何かカフェか何かいうのを貸し出ししてますわね。ここはなぶるんですか。何か1階キッチン機器取付けとか書いてあるんですけど。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課、鈴木でございます。

障害者生きがいセンターの更衣室内の汚物洗濯室及び旧デイルームの給湯室に電気温水器の設置を考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

ほかに質疑のある方は。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

ないようですので、これで質疑を終了し、議案第39号 工事請負契約（清須市清洲総合福祉センター大規模改修工事）の締結について、採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

全員賛成でございます。

よって、議案第39号 工事請負契約（清須市清洲総合福祉センター大規模改修工事）の締結については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第4号）案の所管分について、説明をお願いします。

古川健康福祉部次長兼健康推進課長。

健康福祉部次長兼健康推進課長（古川 伊都子君）

健康推進課長の古川です。

議案第43号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第4号）案、福祉常任委員会の所管分を私のほうから一括して御説明いたします。

令和5年度一般会計補正予算書説明書の24、25ページを御覧ください。

はじめに、歳入です。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、補正額55万円の増額、1節社会福祉費補助金で、クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金です。指定寄附金を受けて、電気自動車を購入することに対する国庫補助金です。

16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、補正額274万2千円の増額、2節児童福祉費補助金です。歳出で御説明させていただきます物価高騰に直面する民間保育事業者や保護者の給食費負担軽減に対する保育所等給食費軽減対策支援金の県費補助金です。

歳入につきましては、以上です。

1枚はねていただきまして、26、27ページを御覧ください。

歳出です。

2段目、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額307万2千円の増額、11節役務費と17節備品購入費です。社会福祉課業務のために福祉車両、車椅子仕様のハイブリッド車を購入するものです。3目高齢者福祉費、補正額280万7千円の増額。11節役務費と17節備品購入費です。高齢者福祉業務のために軽クラスの電気自動車を購入するものです。

1目社会福祉総務費と3目高齢者福祉費での車両購入については、昨年度末に、社会福祉事業に活用していただくようにと事業者から500万円の寄附を頂きましたので、その寄附金を活用して車両を購入するものです。昨年度予算を財源とすることから、寄附金ではありますが、26ページ補正額の財源内訳では、1目、2目とも一般財源となっています。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額411万3千円の増額。18節負担金、補助及び交付金、保育所等給食費軽減対策支援費です。民間保育所等に対して物価高騰の影響を受ける給食費の支援を行うための補助金になります。

令和5年度清須市一般会計補正予算（第4号）案、福祉常任委員会の所管分についての説明は以上です。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

土本委員。

土本 千亜紀委員

土本です。

歳出の民生費のところでお伺いをさせていただきます。社会福祉費と高齢者福祉費のほうで、先ほど車を購入したということで御説明をいただきましたけれども、もう少し詳しく教えていただければと思います。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

鈴木社会福祉課長。

社会福祉課長（鈴木 許行君）

社会福祉課長、鈴木でございます。

今回、この補正を承認いただきました後に車を購入する予定で考えております。

今回、社会福祉課のほうで購入する車両につきましては、車両の後方からスロープを引き出せるタイプのもので、車椅子に座ったまま乗降ができるものを考えております。現在、生活保護を受給されてみえる方、中にも高齢の方が多く、御自身でスムーズに移動することができない方もいらっしゃいます。そのような方の通院支援とか、また銀行等での手続などの支援に利用していきたいと考えております。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

土本です。

もう1点。高齢者の方のほうで、お願いします。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

寺社下高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺社下 葉子君）

高齢福祉課長の寺社下でございます。

高齢福祉課では、軽の電気自動車を購入予定でございます。主な使用目的としましては、介護保険申請時の認定調査の時の家庭訪問ですとか、そのほか介護予防事業、高齢福祉の訪問などで利用していく予定でございます。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

土本です。

昨年、寄附があったということで、すごく有効的に利用いただいているなと思います。1

台ずつ、それぞれの課で使える車が、それぞれの目的に合った使用ということで、多くの方にまた使っていただければということで、是非有効に使っていただきたいと思ひますし、もう1点、歳入のところで御説明いただきました民生費国庫補助金のところで、クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金ということで、こちらのほうも、今回、この昨年、御寄附のあったことによつて購入されたこの2台の電気自動車に関連する補助金ということで理解すればよろしいでしょうか。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

加藤健康福祉部長。

健康福祉部長（加藤 久喜君）

健康福祉部長の加藤です。

そのとおりでございますが、ただ、このクリーンエネルギー電気自動車、これは電気自動車に対応する補助金でございます。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

土本委員。

土本 千亜紀委員

ありがとうございます。以上です。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

岡山委員。

岡山 克彦委員

岡山です。

3款の民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の保育所等給食費軽減対策支援は、先ほどの説明では、物価高騰の影響を受ける民間保育所への支援という説明ですけど、支援対象の保育所や、また支援内容ですね、説明をよろしく願ひいたします。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

吉野健康福祉部次長兼子育て支援課長。

健康福祉部次長兼子育て支援課長（吉野 厚之君）

子育て支援課長、吉野でございます。

こちらのほうにつきましては、ゆめのもりこどもえんを始めとします3か所の認定こども園、

それから清洲なのはな保育園を始めとします4か所の小規模保育事業所、こちらのほうを利用していただいております園児約460人、こちらのほうにつきまして、令和5年4月から9月までの給食費に対して、物価高騰に伴う給食費増額分といたしまして、1食当たり60円を上限に支援を行うものでございます。

以上でございます。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

岡山委員。

岡山 克彦委員

ありがとうございます。結構です。

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

ほかはよろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

これで質疑を終了し、議案第43号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第4号）案の所管分について、採決を行います。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

全員賛成でございます。

よって、議案第43号 令和5年度清須市一般会計補正予算（第4号）案の所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、福祉常任委員会に付託された議案についての審議は、終了しました。

なお、従来どおり、常任委員会の閉会中の継続審査を議長に申し出ることに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

福祉常任委員会委員長（山内 徳彦君）

御異議はございませんので、閉会中の継続審査の申出書を議長に提出します。

また、委員会報告書の作成につきましては、正副委員長に一任していただくことに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

福祉常任委員会委員長 (山内 徳彦君)

御異議はございませんので、そのように決定します。

これをもちまして、福祉常任委員会を閉会します。

早朝よりお疲れさまでございました。

(時に午前10時11分 閉会)

清須市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和5年6月19日

福祉常任委員会委員長 山 内 徳 彦